

随意契約理由書

1 業 務 名	阪神高速道路D X推進に係る先進技術等の調査検討業務 (2024年度)
2 業 者 名	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所
<p>本業務は、2021年度に当社が発注した「阪神高速道路D X推進に係る先進技術等の調査検討業務」(以下「過年度業務」という。)において作成され、当社の経営戦略に係る秘匿事項(以下「当社秘匿事項」という。)を含む「阪神高速道路新たな価値を創造するD Xロードマップ」「解説書」「技術カタログ」(以下「D Xロードマップ等」という。)について、当社内のD X推進状況並びにインフラマネジメント、モビリティサービス及び災害対応の各分野の技術動向に応じて更新する業務である。</p> <p>本業務の契約相手方には、阪神高速グループにおける過年度からの調査研究実績を考慮した検討が可能であること、阪神高速道路事業を熟知し、阪神高速のD X推進に必要な部門横断的な先進技術等の利活用の検討が可能であることが求められる。</p> <p>また契約手続きの過程においては、当社秘匿事項を含むD Xロードマップ等の情報が不要に公開されないことが求められる。</p> <p>一般財団法人 阪神高速先進技術研究所(以下「当該研究所」という。)は「阪神高速道路に関する研究・技術開発の基本的な枠組み(2020年6月23日締結。以下「基本協定」という。)」に基づき、研究・技術開発戦略会議において経営戦略の一部である中長期的な技術開発に従事している(基本協定第2条)ことに加え、技術情報の定期的、継続的な収集及び蓄積が当該研究所の役割として定められており(基本協定第6条第1項第2号)、過年度業務についてもこれを受注していることから、本業務を遂行する要件を備えている。</p> <p>契約手続きにあたっては、過年度業務を実施したことから当社秘匿事項を知る当該研究所と随意契約することにより、上記の要件を満たすことができると認められる。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	